

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.21 (2022.9.6)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 鶴彬の詩・川柳/鶴彬—反骨の川柳作家— P1~2
- ② 裁判情報 P2
- ③ 驚くべき怠慢（陳情裁判） P3~6
- ④ 「お願いという強制」（チラシ裁判） P6~7
- ⑤ いーたい ぼーだい P8~9
- ⑥ 国葬反対陳情賛同署名 P10

サムライ

——西龍夫におくる——

食ふか食はれるか
やけ半分の大安売りのピラ
旗鳴物入りで
まきあるく

2年もかかって
ラッパ吹くことをおぼえてきて
いまは紙芝居屋となり
軍事劇の
ラッパ吹きならす。

サムライに転向すれば
きっと食ひはぐれはないとは
失業にあえぐ
年若いともよ！

「軍事予算がぼう大すぎる」——
昂奮する代議士の背後
機関銃のやうに
ふてぶてしく黙殺する
大臣。

昔から
細々とつづく
労働者農民の血
最後の一滴まで
飲まうといふ

註・「サムライ」はここでは兵士の意

「2年」は当時の兵役義務年限

3月29日発行『短歌評論』

引用者注：「飲まうといふ」の「飲」は、
原文では伏字になっていた。
引用者の責任でこの字を当てはめた。

4月15日発行『川柳人』
金の卵を産む鳥
奴隷となる子鳥を残すはかない交尾である
死なないといふだけの餌でつぶされる日が迫り

5月1日発行『火華』
近事片々
増税の春を死ねない歎願書
祭政一致と言ふてゆるさぬメーデー祭
フジヤマとサクラの国の餓死ニュース
妾飼ふほど賽銭がありあまり

6月1日発行『火華』
すとりいき
メーデーのない日本のストライキ
（1936年以降メーデー中止）
裏切りをしる病気の妻の顔
釈放を解雇通知が待ってみた
ダラ幹が争議を売ればあがる株

11月15日発行『川柳人』
屍のみなないニュース映画で勇ましい
万歳とあげて行った手を大陸へおいて来た
手と足をもいだ丸太にしてかへし

「鶴彬全集（増補改訂復刻版）」より

引用者注：縦書きを横書きに、
漢数字は、ほぼ洋数字に置き換えた。



ご自由に
お持ちくださ

鶴彬 ―反骨の川柳作家―

鶴彬と言われても知らない人が多いかもしれない。ぼくもある紙面でたまたま出会って、その直截的で生々しい表現に衝撃を受けた。鶴彬の作品は川柳がほとんどだが、詩も作っている。ここには、数少ないその詩も載せた。

鶴彬は 1909 年生まれ、入隊した軍隊では思想問題で軍法会議にかけられ、除隊後そのも反戦思想から、治安維持法違反で検挙され、獄中死している（官憲に殺されたという説もある）。1938 年 29 歳であった。日本帝国主義が中国侵略に本格的にのめりこんでいった時期である。ここに掲載したのは 1937 年 28 歳の時の作品である。

これらの詩、川柳を問わず、ぼくには 85 年前の作品とは思えなかった。今に通じる内容も多々ある。この間、大日本帝国は敗戦を経て、一時期は民主日本に生まれ変わったはずではなかったのか。

今再び、「軍事費がぼう大すぎる」なかで「食ひはぐれ」「失業にあえぐ年若いとも」がいる。人民の血は「最後の一滴まで飲まうと」され、何のために子を産み育てているのかさえ分からない世の中。見てくればかりがいい世間での「餓死ニュース」。「賽銭がありあま」るほど集まる宗教団体がいて、「祭政一致と言ふ」ほどに政治に影響力を持っている。「ダラ幹が争議を売れば」「死なないといふだけの餌でつぶされる」労働者は数を増し、「屍のぬないニュース映画で勇ましい」ニュースを見て「サムライ（兵士）に転向すれば」、「手と足をもいだ丸太にしてかへし」てくる（これは敗戦後のことだが、丸太で帰ってくればまし、焼けた小枝だったり、ただの石ころが入っていたという話も聞く）。

まるで現在から近未来の日本を描いているようではある。鶴彬の作品には、時代を貫くようなりアリティーがある。ひとつだけ現代と違うものがあるとすれば、「メーデーのない日本のストライキ」か。今に移植すれば、「ストライキのない日本のメーデー」となる。象徴的には、「代議士の背後の」「機関銃」が極めつけである。

話は跳ぶが「マルタ」と言うと、軍隊にまつわるこの言葉は、731 部隊が実験材料にした人々を呼んだ隠語として知られている。人を物象化することで、罪の意識から少しでも逃れようとしたのだろうが、むしろ残虐さを感じてしまうのはぼくだけだろうか。

鶴彬全集は、現在販売中のものは（復刻版も含め）見当たらないので、中古本を求めるしかない。しかし、ネット検索しても値段が安いものは無い（6000 円前後）。幸い、インターネット図書館、青空文庫（<https://www.aozora.gr.jp/>）でそれを読むことができる。



みでね
netで



裁 判 情 報



★陳情不上程告発裁判 控訴審第 1 回口頭弁論

場所：東京高等裁判所 808 号法廷（8 階）

※地下鉄丸ノ内線「霞が関」

日時：9 月 14 日（水）午後 2 時

※傍聴希望者は、午後 1 時 45 分までに
8 階待合室にお集まりください。

★チラシ配置拒否裁判 第 5 回口頭弁論

場所：東京地方裁判所立川支部

403 号法廷（4 階）

日時：10 月 3 日（木）午前 11 時 30 分

※傍聴希望者は、午前 11 時 15 分までに
4 階待合室にお集まりください。

驚くべき怠慢—陳情不上程告発裁判をめぐる—

【行政訴訟から損害賠償訴訟へ】

東大和市議会に、62名の賛同者と共に提出した「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情が上程されず、「議長預かり」となったことを不当として、裁判所に提訴してすでに2年以上がたちました。2020年8月に、行政訴訟として取り組もうとし、東京高裁立川支部や本庁の高裁に、必要書類や上申書等を提出し、電話や、直接の問い合わせもしたのですが、新型コロナの第1派の蔓延期で、何度も東京高裁に出かけなければならないことを考えると、持病を持つ身としては躊躇せざるを得ませんでした。コロナの方は治まる気配も見られず、結局、提出した訴状は取り下げることとなりました。そして事件から半年過ぎ、行政訴訟の提訴はできなくなりました（行政訴訟を提出できる期限は、行政処分（この場合は陳情が「議長預かり」とされたこと）を知った日から6か月）。

そこで、損害賠償請求に切り替えて、東京地裁立川支部に提訴することにしました。損害賠償請求ならば提訴期間は3年、しかも近場の立川で争うことができるので、こちらの訴訟としました。実際に提訴したのは11月です。

初めは、全部一人でやるのは不安だったので、弁護士に依頼することも考えました。しかし、半端でない額がかかることと、その金額を市民活動に使えたら、もっと有効に活用できるのではないかと考え、本人訴訟で臨むことにしました（その後更に、チラシ配置拒否裁判まで本人訴訟でやることになろうとは、想像していませんでした）。

【裁判前史】

実は、本格的な裁判に取り組むのはこれで2度目でした。初めは日の丸・君が代強制反対行動（といっても、職務命令に従わずに起立せず、ただ座っていただけでしたが、）で都教委から処分を受け、その処分を不服として裁判に臨んだのです。といっても、自分が主体的に動いたのではなく、高校の先生を中心とした日の丸・君が代被処分者の会に入って、裁判に取り組むことになりました。高校も養護学校も、ほとんどが東京都立学校なので、被告は東京都ということになります。

東京都立の学校職員は地方公務員なので、直接裁判には持ちこめず、入り口は人事委員会審査ということになります。これを審査請求前置主義というそうです。しかし、人事委員会の委員の任命権者は地方自治体の長、つまり東京都知事ですから、これをやっても、（行政不服審査と同じで、）審査請求で容認されることはほとんど無いでしょう。最終的には裁判ということになります。この審査請求と裁判を自分でやってみたいという欲求がわいたのですが、働きながらこれをやるとなると、大変な労力を使うことになる判断し、結局は挫折し、被処分者の会にお任せすることにしました。

その後は、先ほども言ったように、あまり主体的に関わることも無く、会から求められれば必要書類や集まりに参加し、裁判が開かれれば、傍聴に行くといった程度でした。

【「公」に対する幻想】

地方自治体の議会や役所のやっていることは、間違いがないというイメージがあると思います。実際、

マンション管理組合等では、役所（警察・消防を含む）からの依頼は、ほぼフリーパスで受けてしまいます。一方、任意団体の依頼やチラシ・ポスター類の掲示には警戒心が働きます。裁判所ですらそのような傾向はあります。だから行政訴訟のハードルは高いのです。日本の刑事裁判で有罪確立が高いのも、その類でしょう。

しかし、この裁判をやってみて、議会を含む地方自治体のやっていることに間違いないというのは幻想にすぎない、と思った象徴的な事柄があります。それは東大和市議会会議規則に関することです。まさに本件の核心的部分であり、地裁の争いでも争点となりました。地裁判決では主張が認められませんでした。原告（ぼくのことです）としては、その主張は今でも間違っていなかったと確信しています。

【裁判での争点】

東大和市議会会議規則第 130 条には「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とあります。これは 130 条の 1 項目で、この後に 3 項まであるのですが、この 1 項の第 2 文の「ただし、」で始まる文（通常「ただし書き」と言うようです）の解釈をめぐる、原告・被告の間で争いになったのです。



何故かというと、同会議規則第 134 条には「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」とあり、私たちの出した陳情がこれに該当すると原告・被告とも認めており、議長は請願を委員会付託するのと同様に、この陳情も委員会付託すべきということになるのです。

ところが、ここで問題になるのが 130 条 1 項のただし書きです。東大和市議会運営委員会は、このただし書きを根拠として、2016 年（平成 28 年）5 月 11 日に「審査になじまない陳情の取り扱いについて」という内規を定め、5 項目を挙げ、これを「議長預かり」とすると定めています。この申し合せ事項そのものが、憲法第 16 条の請願する権利に触れるとぼくは思うのですが、そのことに目を瞑っても、5 項目の中には、いささか疑問に思われる内容もあります（例えば、「④市職員の身分に関し、懲戒、分限等の個別の処分を求めるもの」については、公務員の罷免に関する請願を提出できるとした憲法第 16 条の請願権に抵触する可能性があります）が、中でも⑤「前各号に定めるもののほか、審査になじまないと認めたもの」については、拡大解釈される恐れもあり、不適切なものです。

実は「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しを求める陳情は、この⑤に該当するとして「議長預かり」にされたのです。そもそも、議会運営委員会で同陳情を審議すべく、あらゆる努力、工夫を払ったのならばまだしも、むしろ、「議長預かり」にするよう画策したのではないかと思わせるような扱いをしているのです。これを語ると長くなるので、これ以上はここでは触れません。

ともかく、上記議会運営委員会の当該申し合わせ事項が法的根拠としている、同会議規則第 130 条 1 項ただし書きの意味するところが、どのような主旨のものなのかということが問題な訳です。被告である東大和市議会は、これが「議長預かり」の根拠であると言い、地裁判決ではただし書きが、委員会付託されない請願書や陳情書が存在することが前提とした定めになっている（ここまでは全く正しい）こと

から、（ここから、地裁判決は主観的判断に急転換する）議会運営委員会で審議し、申し合わせ事項に従って「議長預かり」にしたのだから、適法であるとしている。



【驚くべき怠慢】

東大和市議会会議規則第 130 条 1 項ただし書きが意味するところは、物の本を観れば一目瞭然なのです。そのことは、自分で証拠となる文献を探していて気づいたことです。

各地方自治体には東大和市と同様に自治体ごとの会議規則というものがあります。本来は各自治体で協議して作成するのが筋なのでしょうが、実際には全国市議会議長会とか全国町村議長会とかが標準会議規則を提示して、それを手本に各自治体の実態に従って書き換えたものが、当該自治体議会会議規則となっているようです。おおもとの指示は総務省（自治省・郵政省等が、2001 年の中央省庁等の再編でひとつにまとまったもの）あたりから出ているのかもしれませんが（未確認）。

これほど一般的なものですから、その解説本が出ていないわけはありません。先にも言ったように、自治体ごとに手を加え、適正化が図られているので、条・項番号は、標準会議規則のそれとは異なります。

中島正郎 著『最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説』には、東大和市議会会議規則第 130 条あたる条文について、次のように書かれています。「本条は請願の委員会付託を議長権限で請願文書表を議員に配布するとともに、その請願を所管の常任委員会に付託することとしているが、市の場合議長がただし書きによって付託する必要がないと認めるときには、本会議で審議することとしている。」（767 頁/下線は筆者）と記しています

また、西村弘一 著『地方議会一会議の理論と実際』には、同条文について、「請願は、議長の権限により請願文書表または請願書の写しの配布と同時に、所管の常任委員会に自動的に付託されるので、本来常任委員会の審査を省略することはできない。しかし、すでに請願の趣旨が実現されているものまたは審議に急を要するもの等については、特例として委員会の審査を省略することが認められている（中略）。この場合は、議会の会議で直接請願の審議を行い採択、不採択を決定することになる。」（510 頁/「中略」・下線は筆者）と示されています。

地裁判決では、原告が指摘した、これらのことが全て無視されているのです。しかし、それよりももっと驚くべきことには、これほどそのただし書きが意味するところが明らかであるにもかかわらず、議会はこのについて調査も研究も怠り（としか、考えられない）、自らに都合のいい解釈をして、「議長預かり」の根拠としていることです。

【いくつかの根拠】

しかし、こんな外部の権威に頼らなくても、130 条 1 項ただし書きの意味するところは、普通に日本語を理解できるものであれば、何を意味しているかは分かるはずなのです。

そもそも、130 条は、「第 3 章請願」に含まれ、「請願の委員会付託」について規定している条文です。そこに、委員会付託を省略して本会議に上程しない（「議長預かり」とする）などという条文があると考えること自体が不自然です。素直に読めば、「委員会付託を省略して本会議にかける」となるはずなのに

なぜそうならないのか。

そもそも、条文を真摯に読み取ろうという姿勢が欠けていることと、会議の効率化ばかりを優先させ、本来条文が意味している内容を歪めてしまったとしか考えられません。議会での審議は面倒でも丁寧にやらなければ、民意を無視することになってしまうという、いい例です。

また、このことは文法的にも言えることです。もう一度同会議規則第 130 条 1 項を見てください。

議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。

ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

この条文は 2 つの文から構成されています。第 1 文の主語は「議長は」です。第 2 文は第 1 文を受けているので、この主語も「議長は」になります。議長は請願文書表を配布し、委員会に付託します。その上で、「委員会に付託する必要がないと認めるときは」委員会に付託しないということです。ここが大事なところですよ。第 1 文を受けているのですから、「請願文書表の配布」をした上で、委員会付託をしないということなのです。ここで請願を「議長預かり」にしてしまうと、請願文書票と「議長預かり」は矛盾した存在になります。とするならば、委員会付託をしないということは、それを省略して本会議にかけることでなくては、文意が通りません。これはこじつけでも、屁理屈でもありません。文法的に解釈すればそうとしか取れないということです。

本件の陳情が議会運営委員会で審査されたとき、通常であれば請願文書票を作成しなければならないところ、保留の状態にし、本会議途中でそれを中断して再度議会運営委員会を開き、「議長預かり」を決定するという、変則的な対応をしたのも、このことによるのです。そしてその本当の目的は、本件陳情を葬り去ることであつたと言わざるを得ません。

以上のことも控訴理由書には書きました。ただ、これが認められるかどうかとなると、全く見通しは立ちません。今後も裁判の行方にご注目ください。

※高裁に提出した控訴理由書や、被控訴人答弁書を受けて、重ねて提出した控訴準備書面 (1) に関心ある方は「自由と人権」の HP で見るができます（「東大和市・自由と人権」で検索、または右の QR コードを読み取ってください）。



お願いという強制一チラシ配置拒否裁判に絡めてー

次ページにあるのは、東京新聞 8 月 26 日のコラムである。筆者北丸雄二さんについては、ラジオ出演していたころから。関心を持っていた。

このコラムの 1 週間前に掲載された「17 歳のいまのきみへ」という文章も素敵だった。「素敵」という言葉を安易に使ってはならないと思うほど、本物を感じた。自らの存在をかけて、性の問題を語り、若者に呼び掛けていたのだ。

コラムには副題として「本音のコラム」とされているが、ぼくはこれを「本気のコラム」だと思った。興味のある方は、次のサイトをご覧ください。この記事が読めます。



さて、8 月 26 日のコラムである。安倍晋三の国葬実施に疑問を投げかけ、中曽根康弘、佐藤栄作、吉

田茂の内閣・自民党合同葬、国民葬、国葬での弔意の強制について触れている。権力者の要望は。お願いという強制になると指摘している。日の丸・君が代の強制についても同様だ。ヒトラー独裁下のドイツで、「先回りした服従」があった事は想像に難くない。抗う者たちは、それによっても孤立化させられ、抹殺されていく。「先回りした服従」をした者たちには振り返りたくない過去だろう。……ここまで読んできて、ふと疑問に思ったことがある。

中曽根、佐藤、吉田と辿ってきて、最も大切なものが抜けている。33年前の、昭和天皇の大喪の礼を何故跳ばすのかということだ。

あの時はひどかった。どこのテレビ番組もコマーシャルは無く、バラエティー番組も、土地のお祭りまで消滅した。歌舞音曲が「自粛」されたのだ。通達や指示があったのかどうかは知らない。それがなくとも「先回りした服従」もあっただろう。

こんな状況に我慢がならず、八王子で実施された大喪の礼反対デモに加わった。右翼の激しい攻撃を予想していたが、彼らも自粛していたのか、姿は無い。異様に静かな八王子の街路をデモ隊が行くこととなった。それもまた異様な光景ではあったろう。

北丸さんですら、天皇制タブーには触れられなかったのか、それとも新聞社で「先回りした服従」をし、編集段階でカットのか、別の文に入れ替えたのか、その場合、どこまで北丸さんが関わったのか、いやいや、もともとそんなものは無く、たんになるぼくの勘繰りなのか、それは分からない。

これと比べれば卑近な例になってしまいが、市を被告として争っている「チラシ配置拒否裁判」も同列だろう。東大和市立中央公民館長は、チラシの書き換えを「お願い」したと言い張っているが（それ自体ウソだが）、仮にお願いであったとしても、処分権を持つ者のそれは、強制に他ならない。このことは、後日改めて、まとめてみたい。

二年前の中曽根さんの「内閣・自民党合同葬」では弔旗や黙禱で弔意を表明するよう文科省が全国の大学などに通知しましたが「よろしくお取り計らいください」と書いたので「強制ではない」そうです。四十七年前の佐藤栄作「国民葬」では郷里・山口県教育委員会が学校と教職員・生徒は弔旗を掲げ黙禱することと通達しました。五十五年前の吉田茂「国葬」でも弔旗と黙禱が「要望」され、歌舞音曲を伴う行事は自粛を「期待」されました▼「下々の者」が自ら権力を握ったことのない日本社会で「お上」からの「要望」「期待」「お願い」がどれほど強

本音の
コラム



きたまる ゆうじ
北丸 雄二

要望はお願いという強制

制的に働くかは、安倍一強長期政権下で官僚のみならずマスメディアや地方の公的機関の隅々まで尋常ならざる「忖度」政治が蔓延ったことでも明らかでしょう。命じられるまでもなくそれらを我ら先に行ってしまう権力周辺の忖度行為を、ヒトラー独裁を知るドイツでは「先回りした服従」と名付けています。その癖はなかなか抜けない。国旗国歌法の際も時の政府は「強制にはならない」と説明しましたが、実際には国旗掲揚国歌起立斉唱に従わなかった教職員が処分されました▼安倍国葬まで一カ月。「国葬をやらないのはバカ」だそうですが、歌舞音曲自粛や黙禱の「要望はお願いで強制ではない」というバカみたいな閣議決定がまた出されるのでしょうか。(ジャーナリスト)



いたい

ほーだい



※あるメーリングリストに書き込んだものを、手直しして載録しました。

昨日（7月21日）のこと、「自由と人権通信」の配置を依頼するため、図書館等に出かけた。

夏休み初日ということで、さぞかし込んでいるだろうと思いきや、「本日休館日」。中に人がいたので、ガラスドアをたたき「なんで夏休み初日なのに、なぜ休んでいるんだ！」と文句を言ったところ、「定休日ですから」と、さも当たり前のように言う。

入り口で言い合いをしても仕方ないので、通信を置かせてもらおうべく裏口から館内に入る。2階の受付で、「子供たちが楽しみにしている夏休みの初日に、閉館していてどーする！ ジョーシキがないのか！！」と、ここでも職員にくってかかる。

館長がいれば直接文句を言ってやろうとしたが、不在。「館長によく伝えておいてくれ！」と言いのこととてその場をあとにした。

外に出て、表に回ったら、子供連れのお母さんがいて、「あら、今日は休みなんだ、また来よーね」とがっかりした様子で帰っていきました。こんな現実、職員は知っているのか！

そのあと、チラシ配置依頼のため、教育委員会の社会教育課にもに出向いた。

ここでも「社会教育部長はいるか」と聞くと、今年からは社会教育課改め、生涯教育課になったとのことで、社会教育部長は、教育部長になつたらしい。教育部長なら、学校も図書館も管理していることわけて好都合だ。それにしても、学校を休みにしておいて、図書館も休館日とは、もう笑うしかない。

だが、今ここにはいないとのこと。

「何か用事ですか？」と聞くので、「文句がある！」と言ったが、いないのではどーしようもない。「また改めて来る」と伝え、ここも立ち去るしかなかった。

図書館については、以上のいようなわけで、驚きあきれた。

5月の連休の時にもヘーキで休館日にしている。そう、その時も図書館長に直接苦情を申し立てた。確か検討するようなことを言っていたと思うが、「検討するかどーかを検討する」だったか、しかとは覚えていない。

自分では、職員の勤務形態や、待遇には理解がある方だと思っているが、基本的な姿勢がなっていない。子どもたちが一番楽しみにし、最も詰めかけると予想される日であるにもかかわらず、定休日だから、決まりだからと休館にしてしまう。

職員だって祝祭日は休みたいのは分かるが、勤務日を振替えるなり、ローテーションを組むなりして開館することは可能なはずだ。そのために多少の予算がかかっても仕方がないと思う。

ついでだから言うが、公民館だってそうだ。一番利用者が多い日曜日に、職員が一人もいない。それが常態になっている。

印刷や、突発的な事態に対処できない。居るのは警備のオジサンだけ。そんな風景が当たり前になっていて、市民もなんとも思わない。

全員職員が出なくとも、交代で1人か2人いるだけで、どれだけ利便性が高まるか……。館長に直に伝えたことがあるが、その後音沙汰なし。

ことほど左様に、市役所窓口の対応もお粗末なものが多い。口先だけはてーねーだが、市民の権利、職員の服務義務を自覚しているとは思えない。そもそも、利用者である市民への想像力に欠けている。早い話が、職員の質の劣化だ。

それでいて、ロビーをつぶしマイナンバー窓口を増やし、ニコニコ顔でマイナカードを勧めている。お前らみんな、靈感商法の信者か、サウ金職員か！

図書館も公民館も、何を言ってもものれんに腕押し、糠に釘。これで、公民館の利用料を徴収するとは何事か！ 次は本の有料貸出か？

こんなことでいーーーーーんですか？！

【後日談】

別の用事があり、またまた教育委員会に出かけた。再度、教育部長に面談要求。

先にも書いたが、前年までは社会教育部長だったのが、組織換えで教育部長になった。それは彼にとって不幸なことだった。こちらは図書館長にも会えず、いら立ちも増していたので、全てを統括する役職である「教育部長」は格好の餌食であった。

「学校を夏休みにして子供たちを締め出し、図書館が定休日だからと言って夏休み初日からヘーキで館を閉めてしまう、まったくヒジョーシキだ。図書館長は子どもたちの現実に対する想像力に欠けているのではないか。そもそも東大和市の教育全般を統括するあなたのような立場の人間が、市の教育全体を見渡した調整をしなくて、どーする。夏休み初日、図書館にやってきた子どもが、本日定休日の看板を見て、どのように思うか。そんなことで自分たちが大切にされていると思うか。少しは頭を働かせたらどーか！」

とまあ、こんな調子でまくしたてていたが、思い出していたらますます腹が立ってきた。

市議会に当局側の人間として答弁に立つ教育部長は、議員に向ける顔は持っていても、子供たちのことに関して思考停止に陥っているのではないか。

「休館日に関しては、もっと丁寧な説明が必要だったかもしれません。」のようなことをノタマっていたが、問題の本質はそんなことではないだろう。

こんな憎まれ口をたたいても、現実はいさしも変わらない、変える力にならないのは分かっている。しかし、言わずにはいられない。あっちでもこっちでも苦情や文句を言う人が増えれば、もう少し風通しが良くなるのだけれど……。

そもそも「なんちゃってオール与党」（共産党のみ野党）の現実では、市政は緊張感もなく「整然と」執行される。これが一番の原因かもしれない。

国葬反対陳情賛同署名



【アベの国葬】

7月8日、奈良市内で参議院選候補者の応援演説中だった安倍晋三元首相が銃撃により死亡した。これを受けて、早々に14日の岸田首相による「国葬」発言があった。野党の反応は共産・れいわ・民社を除いて「ぼんやり」したもので、切迫感がなかった。これは憲法改悪論議の「本音」とほぼ重なる（7月16日時点）。国葬実施は、憲法改悪の前哨戦言う認識が必要だと思うのだが……。

個人の葬儀を国家の名によって執り行うなど、君主制ではあるまいし、民主主義社会にあって認められることではない。そもそも日本には、その根拠となる法律などは無いのだ。

莫大な予算をつぎ込むならば、新型コロナの蔓延やウクライナ戦争で疲弊した人民の生活救済に当てるべきだろう。税金の投入先としてみても、国葬は適当なものとは思われない。

そもそも安倍元首相のやってきたことは、教育基本法を改悪し（その裏には統一教会の影もある）、秘密保護法・安保法制（戦争法）・共謀罪法を強行採決で通し、集団的自衛権行使容認を閣議決定で変更など、反民主的で反平和主義的であった。仮に国葬を認めるとしても、最もふさわしくない人物であることは明らかである。

【反対の声を！】

国葬反対は、安倍元首相の評価とは不可分だ。このまま国葬が進められてはならない、反対の意思を示すこと、地元自治体の議会でその議論させることが必要と考えた。そして、9月定例市議会に「安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情」を出すことにした。

陳情文を十分に検討する間も無く、賛同署名集めを最優先に書面を作り上げた。7月末にはネットやメール、各団体やグループ・個人に呼び掛けた。できれば個人・グループでも独自に陳情を提出してもらいたい。それが無理であるならば、この陳情の賛同者になってもらいたい、と呼び掛けた。

しばらくすると、各地から、個人や団体から、賛同署名が続々と届いた。遠くは岡山県や兵庫県から署名を送ってくれた方もいた。締め切りに間に合いそうもないとのことで、速達で送ってくれた方もあった。前日に、署名簿を直接もらいに行ったところもある。総数730筆、驚くほかない数である。それだけ、世間には国葬に対する疑問が渦巻いているということだろう。

締め切りギリギリの7月26日午前、議会事務局に全筆無事に提出できた。賛同署名を集め、お送りいただいたすべての皆さんに、感謝の気持ちをお伝えしたい。そして、今後は議会の討議・採決にご注目いただければと思います。

★総務委員会 9月13日（火）9時30分～

★本会議最終日 9月21日（水）9時30分～

ネット中継もあります。※「東大和市議会 議会中継」で検索、またはQRコード参照。

ネット
で
ぼんやり



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

「チラシ配置等に関するアンケート」集計は、2枚でした。このことについては、チラシ配置拒否・書き換え強要問題と合わせて、次号で触れます。